

一般社団法人 日本精神保健看護学会編集規定

(趣旨)

第 1 条 本規定は、日本精神保健看護学会定款第 4 条の②に基づき発行される、『日本精神保健看護学会誌』(Journal of Japan Academy of Psychiatric and Mental Health Nursing) (以下、「本誌」という)の編集及び刊行の手続き等について定める。

(刊行の目的)

第 2 条 日本精神保健看護学会(以下、「本会」という)は、学会員が行った研究課題の成果ならびに学会活動の成果等を発信し、精神保健看護学の興隆と発展を目的として発行する。

(編集・刊行等)

第 3 条 本誌の原稿募集、編集、刊行は、日本精神保健看護学会定款施行細則第 3 条のもと設置された編集委員会が行う。

(発行)

第 4 条 本誌は、1 年 1 巻 2 号に分けて発行する。

(内容)

第 5 条 投稿原稿の内容は、精神保健看護学ならびに関連領域とし、【投稿論文】と【招待論文】の 2 つの投稿区分に分類する。

【投稿論文】

投稿論文とは、本誌に論文の掲載を希望する学会員によって投稿された、総説、原著論文、資料をいう。

【招待論文】

招待論文とは、投稿論文とは異なり、編集委員会で推薦された著者のみが投稿できる論文で、学会の活動報告、または学会活動の一環として行われた研究論文、重要テーマに関する論説、学術集会講演原稿等をいう。

(投稿)

第 6 条 【投稿論文】の著者は、連名著者も含めて、会員資格を得ていなければならない。

【招待論文】の著者は、編集委員会が認めた場合は、この限りではない。

第 7 条 【投稿論文】、【招待論文】は、本会が別に定める「投稿規定」に従って作成される。

(倫理)

第 8 条 研究遂行および論文投稿の際に遵守すべき研究倫理については、本会が別に定める「投稿規定」に則って判断し、対処する。

(編集)

第 9 条 【投稿論文】は、本会が別に定める「査読ガイドライン」に則って査読を実施し、編集委員会によって掲載の可否が決定される。

第 10 条 【招待論文】は、査読ガイドラインに従う査読は行わないものとする。ただし、

編集委員会の意向を反映させるために担当編集委員のほかに1名を加え、閲読するものとする。

2. 閲読は、学会員にとって読みやすく有益な情報を引き出すために行うものとする。

(著作権)

第 11 条 本誌に掲載された論文等の著作権は、本学会に帰属する。最終原稿提出時、編集委員会から提示される著作権譲渡同意書に著者全員が自筆署名し、論文とともに送付する

(事務局)

第 12 条 編集事務局は、理事会の定めるところに置く。

(規定の変更)

第 13 条 この規定を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

付則

1. 本規程は、2022 年 11 月 1 日より施行する。